

受給者証を更新します

重度心身障害者医療 ひとり親家庭等医療 乳幼児等医療

府中市が行う福祉医療費助成事業には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療があります。これらの受給者証を医療機関で提示すると、医療費の一部を市が助成するため、窓口負担が軽減されます。

福祉医療の受給者証は毎年更新があります

新たに福祉医療の対象になる人は、申請手続きが必要ですが、所得などによる制限があります。

重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療：受給者資格を8月に更新し、引き続き受給できる人には新しい受給者証を郵送しました。乳幼児等医療：受給者証の更新は、誕生月の翌月（誕生日が1日の場合は誕生日）です。

加入している保険や内容が変更になった人は、届け出を必ずしてください。

また、ひとり親家庭等医療受給者で、婚姻された人または、事実上婚姻関係のある人は受給資格の喪失となりますので女性こども課まで必ずご連絡ください。

府中市が実施している福祉医療

助成制度	対象	窓口負担	申請・問い合わせ先
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級または療育手帳(A、A、B)を持っている人	医療機関ごとに1日あたり200円まで	・地域福祉課 (☎43-7148) ・上下支所市民生活係 (☎62-2114)
ひとり親家庭等医療	▷18歳以下の子どもを養育している配偶者のいない父または母とその子ども。 ▷父母のいない18歳以下の子ども	医療機関ごとに1日あたり500円まで	・女性こども課 (☎43-7139) ・上下支所市民生活係 (☎62-2114)
乳幼児等医療	中学生以下の子ども	医療機関ごとに1日あたり500円まで	

※保険適用外の場合は自己負担となります。医療機関ごとの受診が通院で月4日、入院で月14日を越えるとそれ以降は窓口負担（食費・容器代などを除く）が無料となります。

障害手帳

在宅で身体に重度の障害をお持ちの人に、手帳交付のための訪問審査を行います

肢体が不自由で、身体障害者手帳の診断書を書いてもらうために指定医療機関へ行くことが困難な人に、医師による訪問審査を行います。

ただし、一時的なものではなく、永続的な機能障害がある人、または、寝たきりで、発症から6か月を経過し症状が固定している人が対象です。

とき 9月中旬から訪問審査開始

審査料 ▷往診料…無料

▷診断書料…4,320円

申し込み期限 8月31日(水)

申し込み・問い合わせ先

地域福祉課 (☎43-7148)

介護

介護保険負担割合証を更新しました

要介護等認定を受けている人には、新しい介護保険負担割合証を郵送しています。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの自己負担割合（1割・2割）の証明になります。介護保険サービスを利用するときに、被保険者証と一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

問い合わせ先 長寿支援課（リ・フレ内・☎40-0222）

国保

高齢受給者証を更新しました

府中市国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人には、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送しています。

高齢受給者証は、医療を受けるときの自己負担割合（1割・2割・3割）の証明になります。医療機関で保険証と一緒に提示してください。

問い合わせ先

健康医療課医療保険係（市役所内・☎43-7142）